

原議保存期間	30年(令和34年3月31日まで)
有効期間	一種(令和14年3月31日まで)

各管区警察局広域調整担当部長  
警視庁交通部長 殿  
各道府県警察本部長

警察庁丁運発第56号  
令和4年3月4日  
警察庁交通局運転免許課長

診断書等の提出による認知機能検査等の受検義務の免除に関する運用上の留意事項  
について(通達)

道路交通法の一部を改正する法律(令和2年法律第42号。以下「改正法」という。)及び道路交通法施行規則の一部を改正する内閣府令(令和4年内閣府令第7号。以下「改正府令」という。)により、一定の場合には、運転免許証の有効期間の更新(以下「免許証の更新」という。)等の際の認知機能検査等(改正法による改正後の道路交通法(昭和35年法律第105号。以下「法」という。)第97条の2第1項第3号イに規定する認知機能検査等をいう。以下同じ。)の受検義務を免除することとされ、令和4年5月13日から関係規定が施行されることとされた。このうち、医師が作成した診断書その他の書類を提出した場合における認知機能検査等の受検義務の免除に関する運用上の留意事項は下記のとおりであるので、事務処理上誤りのないようにされたい。

#### 記

#### 1 基本的な考え方

一定の期間内に認知症かどうかについて医師の診断を受けるなどして、認知機能検査等と同等以上にその者の認知機能の状況を確認することができる場合には、認知機能検査等を受ける必要がないものとして、その受検義務を免除するものである。

#### 2 受検義務が免除される診断書その他の書類の要件

認知機能検査等の受検義務の免除を受けるための診断書その他の書類(以下「診断書等」という。)の要件については、その者が認知症に該当する疑いがないと認められるかどうかに関する医師の意見及び当該意見に係る検査の結果が記載されたものとされている(改正府令による改正後の道路交通法施行規則(昭和35年総理府令第60号)第26条の4第3号、第29条の2の3第3号及び第29条の2の5第1項第4号)。

この点、前記1の基本的な考え方に鑑み、法第102条第1項から第4項までの規定による診断書提出命令に基づき提出する診断書のように、認知症かどうかに関する専門医又は主治医の診断結果等が記載されていることまでを要件とするものではないことに留意すること。

なお、診断書以外の「その他の書類」としては、例えば、一部の自治体が医療機関と連携し、高齢者に対して独自に行っている認知機能検診の結果が記載された書面が考えられる。

#### 3 留意事項

##### (1) 「認知症又はその疑い」である旨の診断書等が提出された場合

前記2の要件を満たす診断書等を提出した者については、当該診断書等が「認知症又はその疑い」である旨の医師の意見が記載されたものであっても、認知機能検査等

の受検義務は免除されることに留意すること。

なお、「認知症又はその疑い」である旨の医師の意見が記載された診断書等が提出された場合には、運転免許の取消処分等又は必要に応じて臨時適性検査等を行うこととなるため、これらの手続について明確に教示すること。

#### (2) 診断書等の作成日及び提出時期

免許証の更新の際の認知機能検査等や法第97条の2第1項第3号に規定する特定失効者又は同項第5号に規定する特定取消処分者（以下「特定失効者等」という。）が運転免許を再取得する際の認知機能検査等については、それぞれ受検期間（免許証の更新を受けようとする者については更新期間が満了する日前6月以内、特定失効者等については免許申請書を提出した日前1年以内）が定められており、これらの受検期間内に診断書等を提出した者については、認知機能検査等を受検する必要はない。また、臨時認知機能検査等については、基準行為（法第101条の7第1項に規定する政令で定める行為をいう。）をした日の3月前の日以降に診断書等を提出した者については、認知機能検査等を受ける必要はない。

なお、当該診断書等の作成時期についても、それぞれの期間内である必要があることに留意すること。

#### 4 認知機能検査等の受検義務の免除を証する書面の交付

認知機能検査等の受検義務が免除される者は、免許証の更新等の手続の際、申請書に認知機能検査結果通知書を添付しないこととなる。診断書等をあらかじめ提出した者については、運転者管理システムへの登録を行うことにより、認知機能検査等の受検義務が免除されることを把握できるようになっているが、円滑な免許証の更新等の手続を行う上で必要な場合は、認知機能検査等の受検義務の免除を証する書面を交付し、申請書に添付させるなど、各都道府県警察の実情を踏まえて対応することとされたい。